●1　避難経路となるバルコニーの安全性

(1) 二方向避難の避難経路(以下「避難経路」という。)となるバルコニーにあっては、当該バルコニーの外端と隣地境界線若しくは他の建築物の外壁等との中心線から 0.5m 以上の離隔距離をとること。

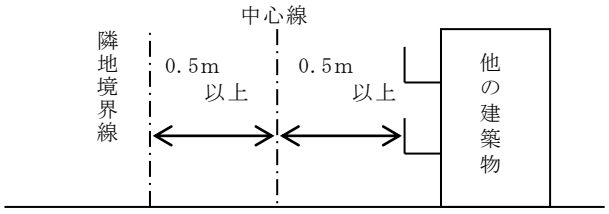

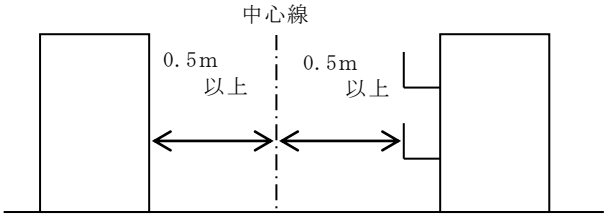

(2) 避難経路となるバルコニーであって、隣接住戸等の間に設ける仕切板の材質等は、次表によること。

仕　切　板　の　種　別	厚　さ
フレキシブル板	4mm 以下
軟質フレキシブル板	4mm 以下
軟質板	4mm 以下
平板	5mm 以下
1.0Kケイカル板 （かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機質繊維を混入しないもの）	5mm 以下
1.0CKケイカル板 （かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機質繊維を混入しないもの）	5mm 以下
0.8Kケイカル板 （かさ比重 0.6 以上 0.9 未満で有機質繊維を混入しないもの）	6mm 以下

(3) 仕切板の破壊により通過できる部分の大きさは幅 60cm×高さ 80cm 以上の大きさとすること。

●2　ベランダに設ける手すり壁等による防火性の確保

ベランダに設ける手すり壁等は、その下端から 0.9m 以上（下図 1）を建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第 107 条に規定する 30 分以上の耐火性能を有するコンクリート等の不燃材又は建基令第 109 条の 2 に規定する防火設備とすること。ただし、当該ベランダの水平方向に 0.5m 以上の突出しを設けた場合(下図 2) は、その限りでない。

又、柔構造とする場合で、当該ベランダにやむを得ずスリットを設ける場合は、必要最小限とし、0.1m 以下の隙間（下図 3）とすること。

図 1

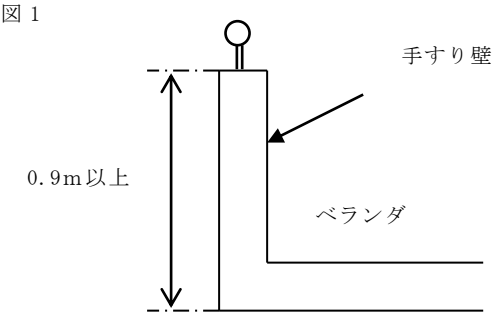

図 2

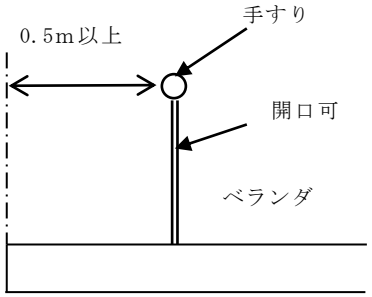

図 3

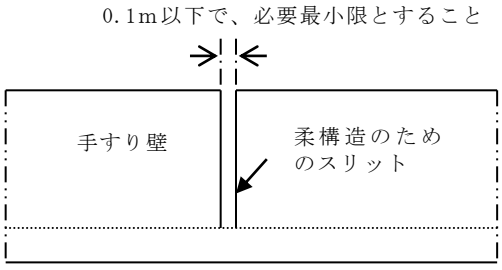

※　平成 17 年 3 月 25 日総務省令第 40 号（以下「40 号省令」という。）で規定する特定共同住宅（以下「特定共同住宅」という。）にあっても上記指導をすること。

●3　開放廊下の判定

(1)　開放型の廊下及び階段室等の判断基準中「当該廊下又は階段室等が、隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁との中心線から 1m 以下の距離にある場合」とは、次によること。（特定共同住宅等の類型を定める件(平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号) 第 4 第 2 号(1)も同様であること。）　☆

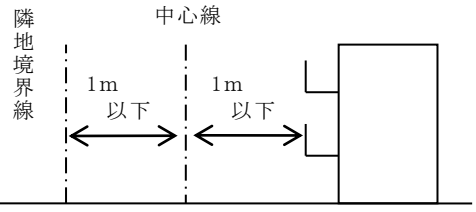

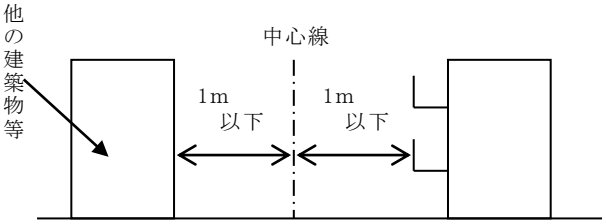

(2) 特定共同住宅等の類型を定める件（平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号）第 4 第 2 号(1)の隣地境界線（他の建築物等との離隔については上記(1)の例と同様）からの離隔は下図によること。　☆

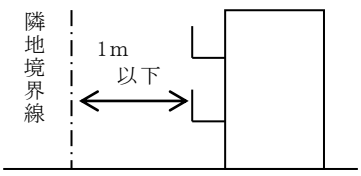

なお、隣地に開放廊下又は開放階段から 2m 以下の範囲内に他の建築物等が建築されても特定共同住宅の要件に影響はないものであること。（平成 24

年７月６日消防庁予防課見解）ただし、公園や河川等に面する以外の部分の隣地境界線からの距離は、開放性の低下が生じない十分な離隔とするよう指導すること。

●４　複合型居住施設

(1) 共同住宅特例の適用を受けた防火対象物(以下「特例共同住宅」という。)のうち次に掲げるものの一部に1区画の面積が100㎡以下の40号省令第2条第1号で規定する福祉施設（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下「居住型福祉施設」という。）が入居するものに限り、居住型福祉施設を含め、従前の共同住宅特例が適用されるものであること。(要特例申請)

ア　地階を除く階数が5階以下

(ｱ) 二方向避難型（40号省令第2条第8号で規定する2以上の避難経路を確保している特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路を確保している特例共同住宅）、開放型（40号省令第2条第9号で規定する開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の開放性を有する特例共同住宅（以下「開放型」という。）又は二方向避難・開放型（40号省令第2条第10号で規定する2以上の避難経路を確保し、かつ、開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路・開放性を有する特例共同住宅（以下「二方向避難・開放型」という。）：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの

(ｲ) 上記(ｱ)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

イ　地階を除く階数が10階以下

(ｱ) 二方向避難・開放型：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの

(ｲ) 上記(ｱ)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

ウ　地階を除く階数が11階以上

共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用スプリンクラー設備（住戸等の内装制限により設置されていないものは除く。）が設置されているもの

(2) 省令第40号第3条第3項第3号へ及び同項第4号ニで規定する「居住型福祉施設で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。（以下「関係者等」という。））に自動で、かつ、有効に報知できる装置を設けること」とは、次のいずれかの例を参考とすること。

ア　住棟受信機が設置されている場合にあっては、居住型福祉施設において火災が発生した際に、関係者が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲を設定する。

イ　居住型福祉施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として関係者等が常時いる場所を登録する。

(3) 上記(2)の措置は、上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅にも適用されるものであること。

(4) 特定共同住宅及び上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅の居住型福祉施設部分には、その部分の延べ面積又は床面積により通常用いられる消防用設備等（屋内消火栓設備（開放型（居住型福祉施設を除く。)、二方向避難・開放型、又は11階以上に設置するものに限る。)、スプリンクラー設備（11階以上に設置するものに限る。)、動力消防ポンプ設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備、避難器具（居住型福祉施設を除く。)、誘導灯・誘導標識（開放型及び居住型福祉施設を除く。）を除く。）の設置が必要であること。

(5) ◇防火対象物●1(6)項ロ・(6)項ハ判定概要表備考1の介護サービスを集会室等の共用部分で提供するものは、その部分も(6)項ロ又は同項ハであり、40号省令及び共同住宅特例は適用できない。

●５　特定共同住宅（40 号省令）

(1) 共同住宅以外の用途が存する複合用途であっても、令 8 区画により区画された(5)項ロの部分には 40 号省令が適用されるものであること。 ★

(2) 昭和 50 年 4 月 15 日付消防予第 41 号通知「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」1(2)により(5)項ロの用途の部分が延べ面積の 90%以上、かつ、(5)項ロ以外の用途の部分が 300 ㎡未満である場合（(2)項ニ及び(6)項ロを除く。）には、床面積 150 ㎡以下ごとに防火区画がされていることにより、その部分も住戸等とみなして 40 号省令は適用されるものであること。 ★

(3) メゾネット型の住戸等（一の住戸等の階数が二以上であるものをいう。）の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。 ★

(4) 40 号省令第 3 条第 3 項第 3 号ニ(ﾊ)の「直接外気に開放されていない共有部分」とは、常時外気に面する部分から概ね 5m 以上離れた部分を含むものであること。 ☆

(5) 特定共同住宅であっても令第13条第1項の表の上欄に該当することとなる部分については、同表の下欄に掲げる水噴霧消火設備等のいずれかを設置するものであること。 ★

(6) 二方向避難を確保するための避難器具（原則としてベランダに設けるハッチに収納されたはしご又は救助袋であること。）が消防法令に基づき設置が義務付けられたものには該当しない場合もあるが、この場合、着工届、点検等法令による消防用設備等に準じて取扱うこと。

(7) ベランダ等に設ける雨水管は、次の例によること。ただし、住戸側の開口部を防火設備にしたものは、この限りでない。

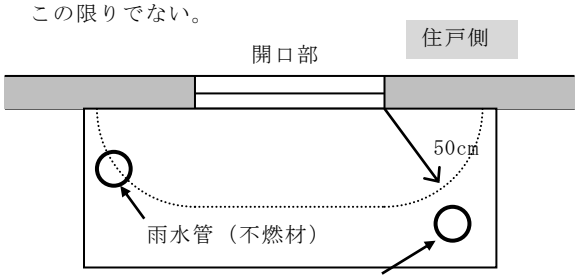

雨水管（制限なし）

(8) ベランダ等に設ける一般社団法人全国避難設備工業会の認定品であるハッチに収納する避難器具は、住戸側の開口部から50cm以上の離隔をとる必要はないものであること。

(9) 上下階がオフセットしている場合の平成17年消防庁告示第2号第3第3号(2)ロの「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」の「開口部破損検証範囲」の「垂直距離Z」（◇特定共同住宅・共同住宅特例●6(3)図1参照）は、次の例によること

ア　垂直断面

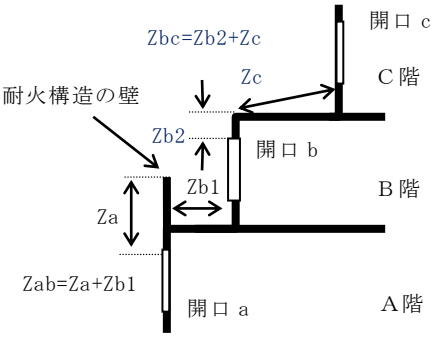

開口 a と開口 b の垂直距離は、Za と Zb1 を加算した Zab を、開口 b と開口 c の垂直距離は、Zb2 と Zc を加算した Zbc を垂直距離として取扱う。また、下階がセットバックしている場合も同様に取り扱う。

イ　垂直面

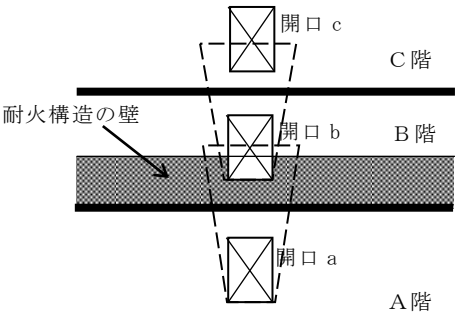

上記アの例において Zab 及び Zbc が 3.6m（0.9m 以下の範囲に開口部は認められない。）を超える場合は、開口 a、b 及び c に特段の制限はないが、垂直距離（上記アの Zab 及び Zbc）が 3.6m 以下で開口部が開口部破損検証範囲内である場合は、当該開口部は防火設備又は算定による限界垂直距離以上の垂直距離を確保しなければならない。

ウ　開口部破損検証範囲

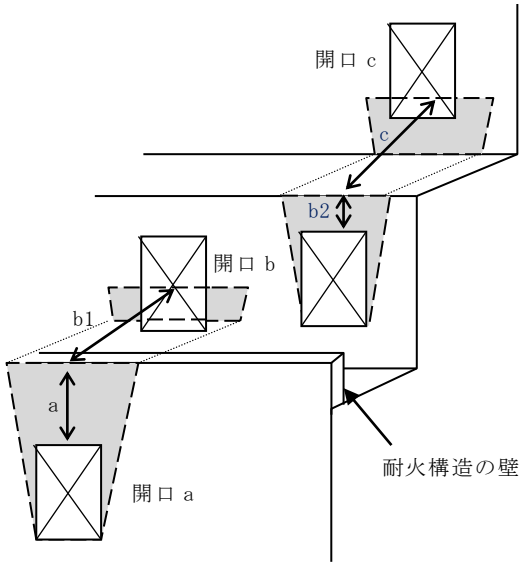

上図のようにオフセットしている場合の開口部破損検証範囲は、a と b1 若しくは b2 と c を加算した距離が 3.6m 以内となる範囲が該当する。

(10) 40号省令第2条第2号の住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室「その他これらに類する室」とは、次のものが該当する。 ★
ア　電気室
イ　受水槽室
ウ　ポンプ室
エ　室を形成する閉鎖型共用便所
オ　共同浴場
カ　メールボックス室
キ　ごみ保管室
ク　ペット保管室
ケ　トランクルーム（共用部分に設ける4㎡未満の一住戸専用のものを除く。）

(11) 40号省令第2条第3号の居住者が集会の用に共する室とは、次のものが該当する。 ★
ア　集会室
イ　談話室
ウ　キッズルーム
エ　来客用宿泊室
オ　カラオケルーム
カ　シアタールーム

(12) 40号省令第2条第4号の廊下、階段（住戸内の階段は含まない。）、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場「その他これらに類する特定共同住宅部分（共用部分）」とは、住戸等以外の次のものが該当する。 ★
ア　風除室
イ　談話スペース
ウ　駐輪場
エ　室を形成しないメールボックスコーナー
オ　室を形成しない開放型共用便所

(13) 220号通知から40号省令で新たに規定された、開放廊下の判定、住戸等への延焼防止阻止、ニ方向避難の判定、光庭の判定等以外の共通する事項の詳細については220号通知の運用を準用すること。 ★

●6　特定共同住宅等の光庭・区画

(1) 光庭
平成17年消防庁告示第2号（以下「位置・構造告示」という。）第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれ」ていることを要件としているが、その周囲の一部分が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあっては、光庭として扱うものとすること。 ☆

(2) 特定共同住宅等の住戸等の区画
位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等の間を耐火構造の床又は壁により、また住戸等と共用部分の間を耐火構造の床又は壁（位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。）により防火区画することをいうものであり、堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要であること。 ★

(3) 住戸等への延焼防止措置
位置・構造告示第3第3号(2)ロの「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」として、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が次に定める基準に適合しているもをいうことができるものであること。 ★

図１

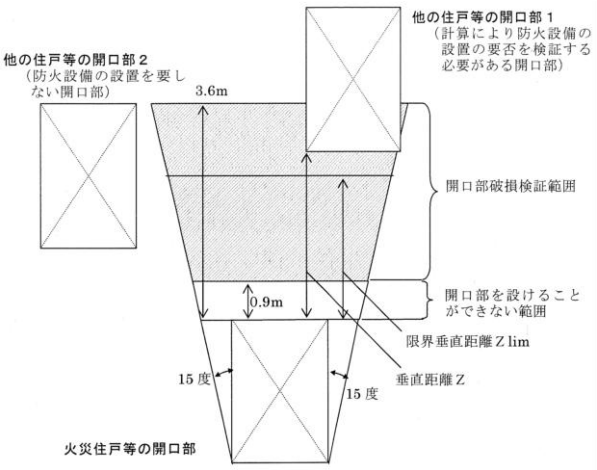

火災住戸等の開口部から噴出する火炎の影響を考慮すべき範囲

ア　火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができること。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。　★

イ　火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が3.6メートル以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部0.9メートルの範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離Zが、次の(ｱ)から(ｶ)までの手順により求めた限界垂直距離Ｚlimより小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図1中の開口部1をいう。）に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径0.15メートル以下のもの又は開口部の面積が0.01平方メートル以下のものにあっては、この限りでない。　★

(ｱ) 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。　★

△Ｔ＝Ｔlim－239…　式(1)

△Ｔlimは、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差（単位ケルビン。以下3において同じ。）

Ｔlimは、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度（単位ケルビン。以下同じ。）

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373ケルビン
フロートガラス（飛散防止フィルム付）	423ケルビン
線入りガラス	673ケルビン

※　開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

(ｲ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。）を次式により求めること。　★

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}} \quad \cdots式(2)$$

ｒoは、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（単位メートル。以下同じ。）

Ａは、火災住戸等の一の開口部の面積（開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。単位平方メートル。以下同じ。）

πは、円周率

(ｳ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。　★

$$Q = 400A\sqrt{H} \quad \cdots式(3)$$

Ｑは、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

Ｈは、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位メートル。以下同じ。）

(ｴ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値Θを次式により求めること。　★

$$\Theta = 16.09\Delta T r_0^{5/3} / (QT_{\lim})^{2/3} \quad \cdots式(4)$$

(ｵ)　開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離ＺｔをΘの値に従い、次のア又はイの式により求めること。　★

①　(ｴ)により求められるΘの値が0.35以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta} \quad \cdots式(5)$$

Ｚｔは、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位メートル。以下同じ。）

②　(ｴ)により求められるΘの値が0.35より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^3 r_0}{\Theta^7} \quad \cdots式(6)$$

(ｶ)　限界垂直距離Ｚlimは、(ｵ)で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離Ｚt、と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さＺlmのいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離がＺlimより大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

★

$$Z_{Lm} = 2.39H \quad \cdots式(7)$$

(4) 開放性のある共用部分以外の共用部分

位置・構造告示第3第3号(3)イ(ﾊ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、換気口等を設ける部分が、直接外気に開放されていない共用部分をいうものであること。　☆

(5) 特定光庭の基準等

位置・構造告示第4第1号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、次のアからオまでの手順により求めること。

ア　火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けら

れている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、(2)から(5)までの手順により受熱量を求め合計すること。適用例を図2に示す。 ★

図2

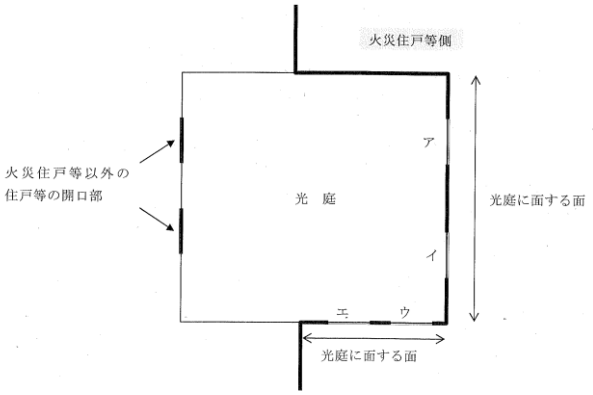

※　面ごとに開口部「アとイ」、「ウとエ」を合成し、それぞれ等価開口部を設定する。

イ　等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さを次式により求めること。 ★

$$L = 1.52H_X \quad \text{…式(8)}$$

Lは、等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位メートル。以下5において同じ。）

Hxは、等価開口部の高さ（単位メートル）

ウ　等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。 ★

$$S = LW \quad \text{…式(9)}$$

Sは、等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位平方メートル。以下同じ。）

W「は、等価開口部の幅（単位メートル）

エ　受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。 ★（図3参照）

$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S \quad \text{…式(10)}$$

Fは、受勲面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。（Fが1を超える場合にあってはF=1とする。以下同じ。）

β1及びβ2は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（単位ラジアン）

πは、円周率

dは、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位メートル）その適用例を図4及び図5に示す。

図3

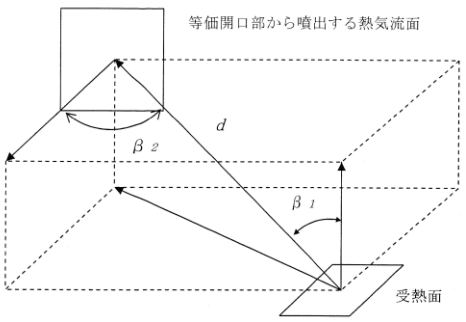

図4

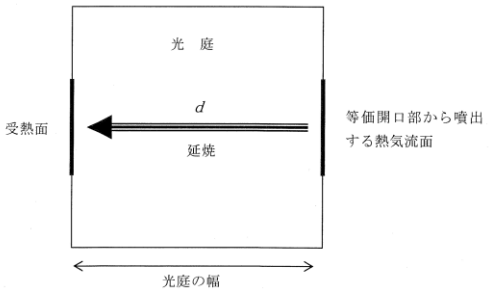

光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、β1及びβ2は0ラジアンとなり、

F=S/πd2（ただし、F≦1）…式(11) となる。

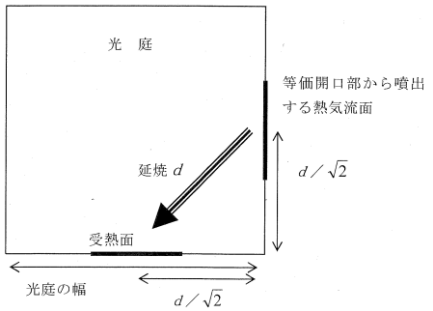

「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受動面」が等距離にある場合β1及びβ2はπ／4ラジアンとなり、

F=S/2πd2（ただし、F≦1）となる。

…式(12)

※　1°＝π／180ラジアン

オ　等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。 ★

$$q = 100F \quad \text{…式(13)}$$

qは、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量（単位キロワット毎平方メートル）

(6) 避難光庭の高さについて

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の避難光庭の高さは、図6の例により、計測すること。 ★

図6

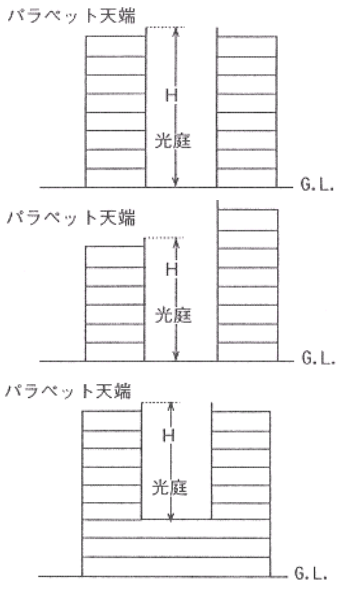

パラペットの高さが異なる場合は、最も低い部分の高さHによる。

(7) 避難光庭の幅について
　位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ｲ)の「避難光庭の幅」は、図7の例により、計測すること。
　なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)ロ(ﾛ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向（対向壁面の方向）で計測する必要があること。 ★

図7

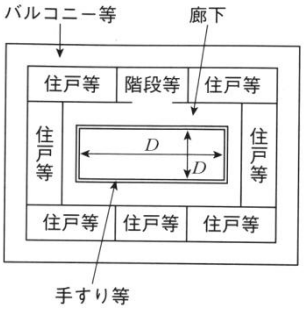

(8) 避難光庭における煙層の上昇温度について
　位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ﾛ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次のアからウまでの手順により求めること。
ア　等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。 ★

$$Q_X = 400 A_X \sqrt{H_X} \quad \cdots式(14)$$

　Ｑxは、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）
　Ａxは、等価開口部の面積（単位平方メートル）
イ　避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下同じ。)を次式により求めること。 ★

$$r = 100Sa / St \quad \cdots式(15)$$

　ｒは・避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率（単位パーセント）
　Ｓaは、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位平方メートル）
　Ｓtは、避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積（単位平方メートル）
ウ　避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。 ★

$$\Delta T = 2.06\alpha \frac{Q_X^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} \quad \cdots式(16)$$

　△Ｔは、避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度（単位ケルビン）
　αは、次式により求められる値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} \quad \cdots式(17)$$

　Ｄは、避難光庭の幅(単位メートル)

(9) 異なる住戸等間の水平距離について
　位置・構造告示第4第2号(2)ロの「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、図8の例により、計測すること。 ★

図8

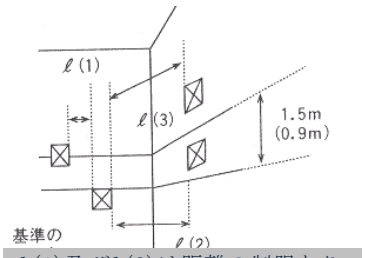

1(1)及び1(2)は距離の制限あり
1(3)は距離の制限なし

(10) 異なる住戸等間の垂直距離について
　位置・構造告示第4第2号(2)ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、図9及び図10の例により、計測すること。 ★

図9
　同一壁面上

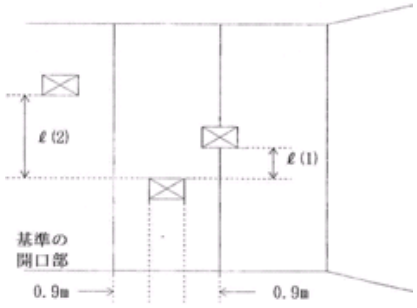

1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

図10
　異なる壁面上

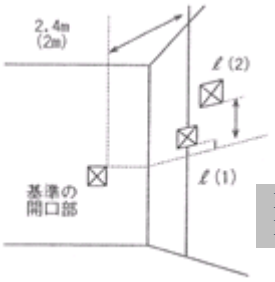

1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

(11) 特定光庭に該当しない光庭
　図11及び図12に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあっては、特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1メートル以上必要であること。 ★

図11

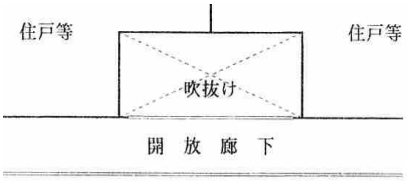

図12

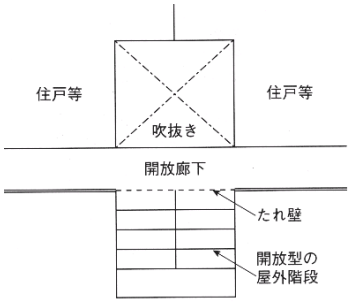

(12) 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置

位置・構造告示第4第2号(3)ロの「防火上有効な措置」とは、次のア及びイの措置をいうものであること。

ア　給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

(ｱ) ガスの消費量が、70キロワット以下であること。★

(ｲ) 一の住戸の用に供するものであること。★

(ｳ) 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。★

(ｴ) 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。★

(ｵ) 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。★

イ　給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

(ｱ) 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。★

(ｲ) (ｱ)の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。★

●７　特定共同住宅等の構造類型

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

ア　避難上有効なバルコニーについて

平成17年消防庁告示第3号（以下「構造類型告示」という。）第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは、次の(ｱ)から(ｳ)に定める基準に適合しているものであること。

(ｱ)　直接外気に開放されていること。

(ｲ)　避難上支障のない幅員及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80センチメートルから90センチメートル程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

(ｳ)　他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

イ　廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

構造類型告示第3第2号(1)の階段室等が「廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、図1の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Ａを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に接する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Ｂを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Ａを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Ａを指す。）の幅以下とするものであること。

また、住戸Ａに隣接する住戸等が火災になっても、住戸Ａの居住者が避難する際、「火災時に利用できない部分（図１－１斜線部分）」である火災住戸等の前を通らずに階段Ａまで到達することができるようにするため、階段Ａの降り口（図１－１階段Ａの「Ｄ」側）が住戸Ａに面していることが必要である。

図1

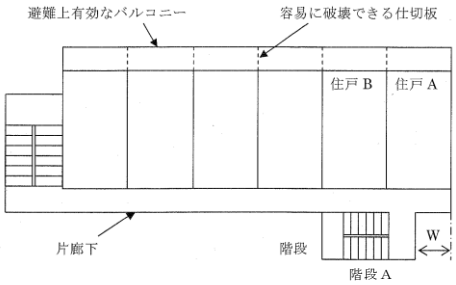

図1-1

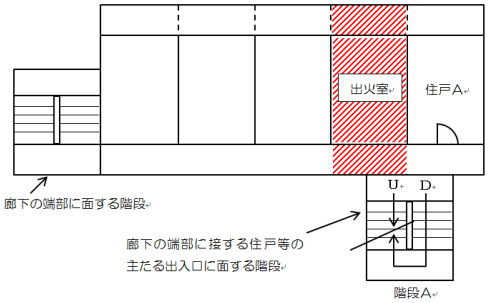

ウ　避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分について

構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、次の(ｱ)から(ｵ)に定める部分は、利用できないものであること。

なお、適用例を図2から図4までに示す。

(ｱ) 火災住戸等

(ｲ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあっては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

(ｳ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあっては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

(ｴ) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

(ｵ) 火災住戸等のバルコニー

図2

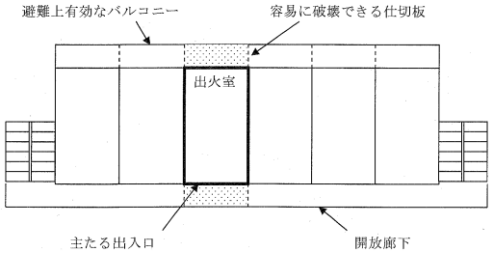

※　図2から図4の「 ・・・ 」部分は、避難経路として使えない部分を示す。

図3

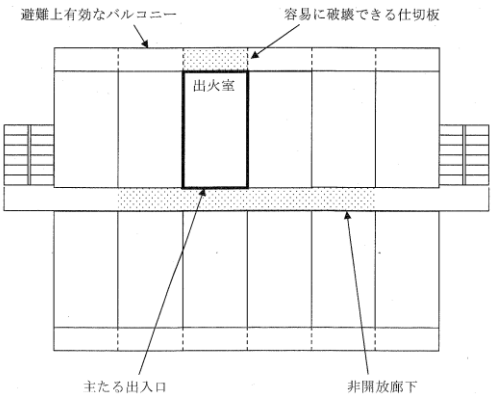

図4

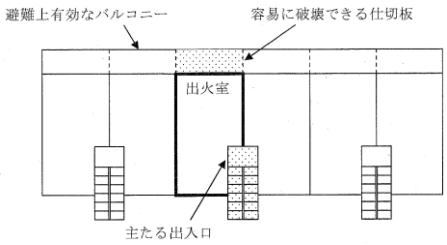

(2) 開放型特定共同住宅等について

ア　他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1メートル以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取扱うものであること。適用例を図5に示す。

なお、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満であるときの取扱いは次のとおりとすること。適用例を図6に示す。

(ｱ) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。 ★

(ｲ) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(ｲ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ﾛ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8メートルをいう。）まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。 ★

図5

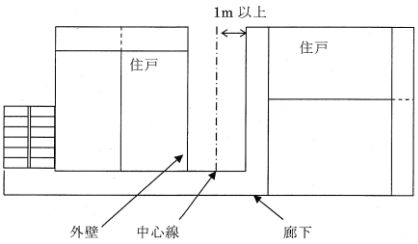

図6

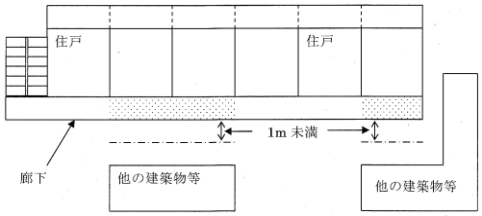

イ　直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取扱い

(ｱ) 廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図7に示す。 ★

図7

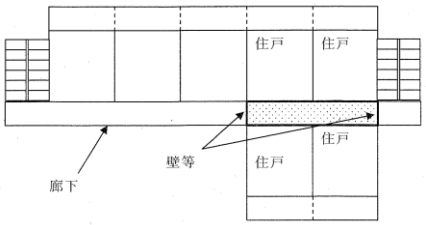

(ｲ) 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図8に示す。 ★

図8

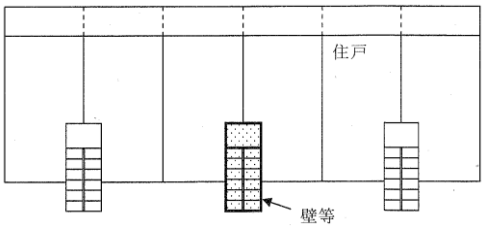

ウ　開放型廊下の判断基準

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用については、図9の例によること。

なお、同号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号(4)イ(ｲ)cの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まないものであること。 ★

図９

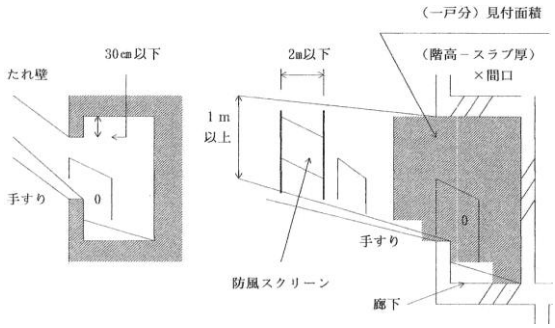

エ　開放型特定共同住宅等の廊下における外気に面しない部分

構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以下の位置にあるもののほか図10及び図11によること。

図10

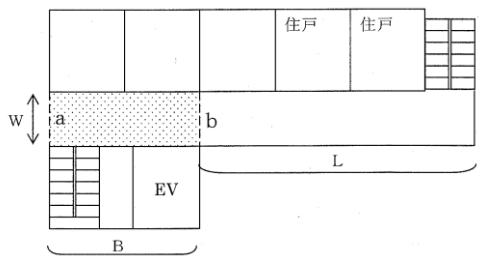

aが閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

ここで、Wは、外気に面しない幅員（図11において同じ。）

Bは、外気に面しない長さ（図11において同じ。）

また、aに存する開口部が次の(ｱ)から(ｳ)に定める基準のいずれかに適合するときは、aが閉鎖されているものとする。

(ｱ)　aに存する開口部の幅＜W　★

(ｲ)　aに存する開口部の上端の高さ＜Lに存する有効開口部の上端の高さ　★

(ｳ)　aに存する開口部の下端の高さ＞Lに存する有効開口部の上端の高さ　★

図 11

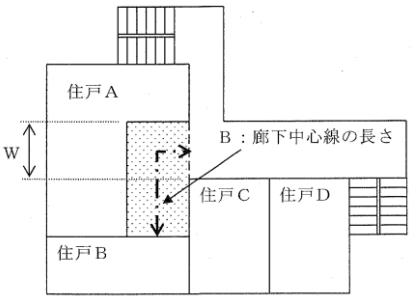

オ　煙の降下状況を確認する方法

構造類型告示第4第2号(4)イ(ﾛ)及び同号(5)ロの煙が床面からの高さ1.8メートルまで降下しないことを確認する方法は、次の(ｱ)から(ｶ)までの手順によること。（図12参照）

(ｱ)　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を第23(2)(ｳ)の式により求めること。　★

$$Q = 400A\sqrt{H}$$　…式(3)

(ｲ)　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。　★

$$m_p = 0.52A\sqrt{H}$$　…式(18)

mpは、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位キログラム毎秒。以下同じ。）

(ｳ)　廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。　★

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}\right)}$$　…式(19)

ρcは、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位キログラム毎立方メートル。以下同じ。）

Acは、構造類型告示第4第2号(4)イ(ﾛ)又は同号(5)ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位平方メートル）

(ｴ)　廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。　★

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{\rho_c}$$　…式(20)

Vは、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位立方メートル毎分）

(ｵ)　廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

①　廊下の場合　★

$$E = \max\left(19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L}\right)^2}}\right)$$

…式(21)

②　階段室等の場合　★

$$E = \max\left(19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6}\right)$$

…式(22)

Eは、廊下又は階段室等における排煙量（単位立方メートル毎分）

Lは、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位メートル。ただし、L≦30。(6)参照。）

Huは口部の上端の高さ（単位メートル）

Hlは、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から1.8メートル未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位メートル）

(ｶ)　(ｴ)で求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が(ｵ)で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。　★

図12

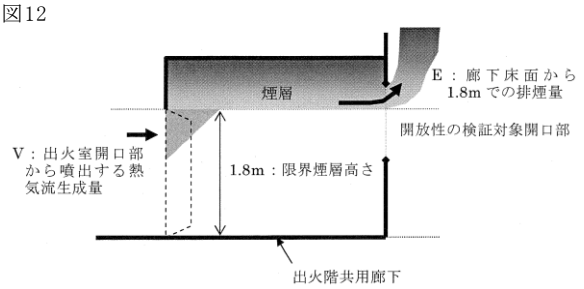

カ　廊下又は階段室等の有効開口部の長さ

オ(ｵ)中「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で30メートル以内の部分のことをいい、図13、図14及び図15の例によること。　★

図13

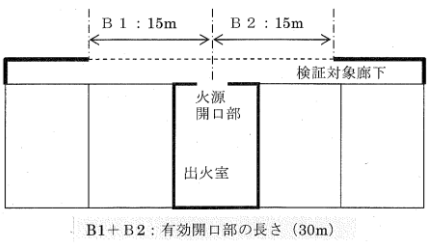

図 14

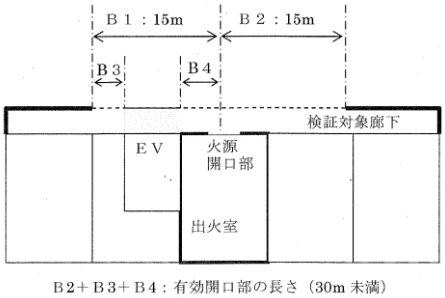

図 15

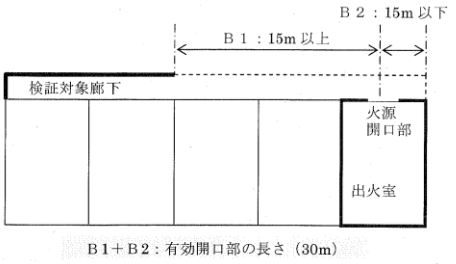

●８　共同住宅用自動火災報知設備

音声警報装置について、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成１８年消防庁告示第１８号。）第３第９号(2)イの「有効に音声が伝わらないおそれのある部分」とは、１住戸の面積が１００㎡を超える場合の居室をいう。